

初診時のご負担金について

当院は地域医療支援病院として指定されており、初診時に紹介状をお持ちでない方などは、初診料に加えて7,700円（税込）をご負担いただきます。

- 任意に治療を中止され、1ヶ月以上経過した後、再び当院で同一病名又は同一症状の診療を受ける場合も初診となる場合があります。
- その他初診については、初診料の算定の取り扱いに準じます。

選定療養費種別	金額（税込）
初診時	7,700円

※消費税法で非課税とされる医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等に該当する場合は非課税となります。

なお、次の場合には上記負担はありません（通常の初診料・再診料等がかかります）。
令和8年7月2日（木）より、下線部の取り扱いが追加となります。

- 他院からの紹介状を持参された場合
- 救急車等で来院された方など、重症な症例で緊急な診療を必要とする場合
- 受診後に入院された場合 • 当院他科から院内紹介された場合
- 医師が作成した精密検査指示のある健康診断結果を持参された場合
- 生活保護法等による医療扶助の対象者、公費負担医療制度の受給者、
こども医療、ひとり親医療である場合

※こども医療、ひとり親医療については特定の疾病等に着目しているものに限る。

- 特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示があった場合
- 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合
- エイズ患者の場合 • 治験協力者の場合
- その他、当院でご負担いただかないと判断した場合

※ 初診時ご負担金をいただく受診例

- ① 一般外来・救急外来を紹介状無しで受診
- ② 旅行中、薬の処方を目的とした受診
- ③ 仕事の関係等の自己都合で救急外来受診
- ④ 自分の希望で、通院中の診療科の受診日と併せて他科を受診

これは国の方針により、当院（地域医療支援病院）に義務づけられた制度です。

秋田赤十字病院長